

岐阜県難聴児支援に関する検討会設置要綱

（目的）

第1条 難聴については、新生児期においてできるだけ早期に発見し、乳児期から幼児期の療育段階、学齢期以降の教育段階へと適切な支援が受けられるように繋いでいくことが望ましい姿であることから、それを実現するために、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関等の連携による支援の体制づくり等を検討すべく、岐阜県難聴児支援に関する検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 関係機関の連携による難聴児支援の体制づくり
- 二 その他前号に附随する事項

（組織）

第3条 検討会は、別に定める委員で構成する。

2 検討会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

（職務）

第5条 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 検討会は、県が必要に応じて、招集するものとする。

2 検討会の議長は、会長がこれにあたる。

3 県は、必要と認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（秘密の保持）

第7条 検討会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

（事務局）

第8条 検討会の事務局は、岐阜県健康福祉部障害福祉課に置く。

2 検討会の庶務は、事務局において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月11日から施行する。

なお、設立時の委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年9月30日までとする。

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。